

セーフティネット保証について

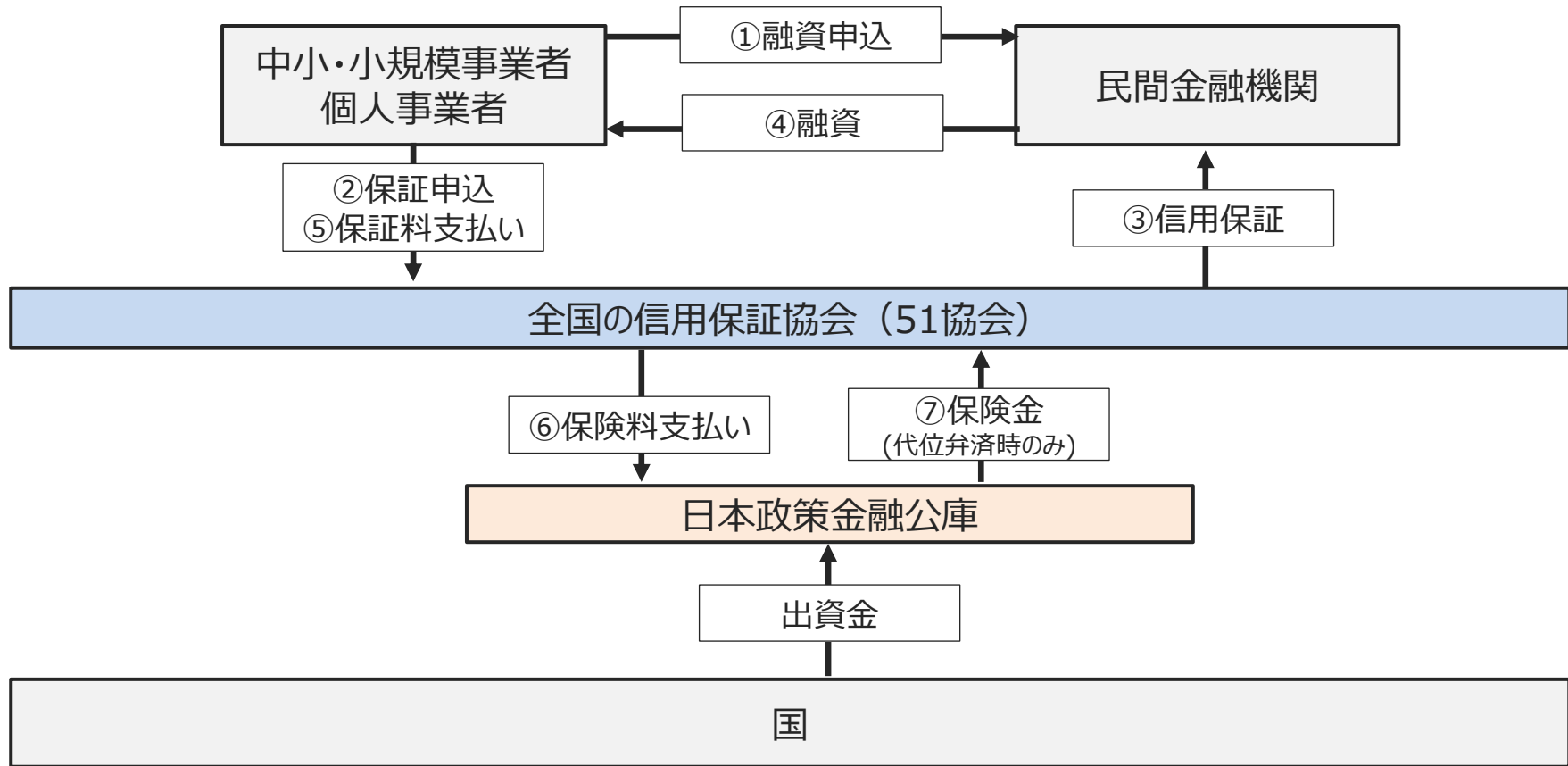
2022年8月

中小企業庁

信用補完制度の概要

- 信用補完制度は、中小企業者の民間金融機関から借入の際に、信用保証協会が保証を行うことにより、中小企業の信用力を補完し、円滑な資金供給を実現するもの。

30



セーフティネット保証・危機関連保証の概要

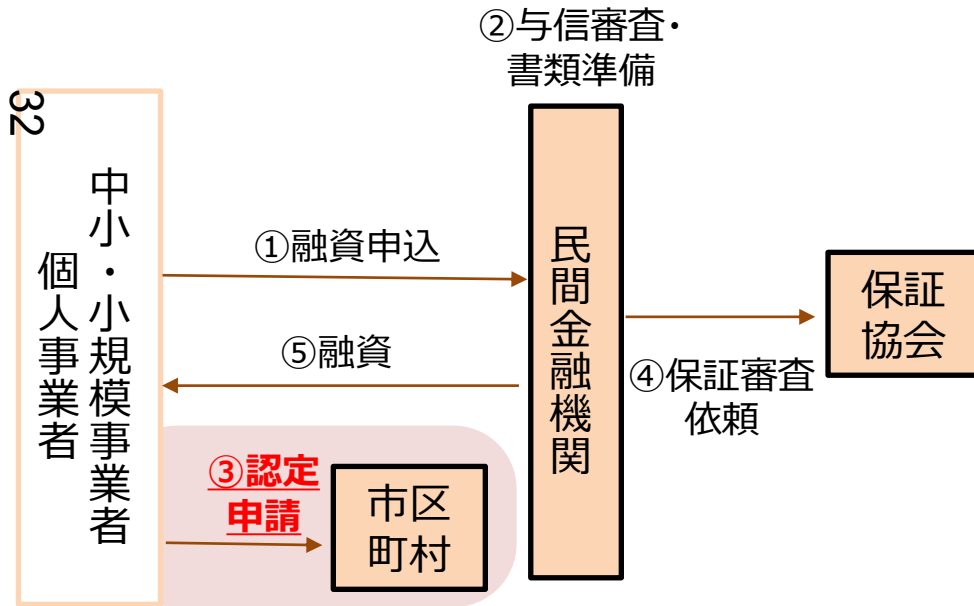
- セーフティネット保証、危機関連保証は、一般の保証とは別枠の保証。こうした保証を活用する際は、**対象事業者である旨の市区町村の認定を受ける必要あり**。

制度概要・対象者	保証割合	最近の適用事例
セーフティネット1号：連鎖倒産防止 大型倒産事業者を告示で指定。当該事業者に対し、売掛債権等を有している中小企業者が対象。	100%	タカタの民事再生手続き開始（2017）/レナウンの再生手続き開始（2020）
セーフティネット2号：事業活動の制限 事業所の閉鎖等、事業者の取引制限を告示で指定。当該事業者の取引先中小企業者等が対象。		さけ・ます類の流し網漁業の禁止（2016）/三菱自動車の生産縮小（2016）/日野自動車のエンジン生産停止（2022）
セーフティネット3号：事故等の突発的災害 突発的な事故等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域と業種を告示で指定。当該地域内の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。		ナホトカ号流出油災害（1997）/有明海の花巻の不作（2001）/米国テロを契機とした被害（2001）
セーフティネット4号：自然災害等の突発的災害 自然災害等により相当数の中小企業者に影響が出ている地域を告示で指定。当該地域内の中小企業者であって、売上等が減少している中小企業者が対象。		新型コロナウイルス感染症（2020）/福島県沖地震（2020）/島根県松江市の大規模火災（2021）/静岡県熱海市の大雨災害（2021）
セーフティネット5号：不況業種 全国的な不況業種を告示で指定。当該業種に属し、売上等が減少している中小企業者が対象。	80% (2018.4-)	四半期毎に不況業種を指定 (2020.5.1～2021.7.31：全業種〔新型コロナウイルス感染症対応〕)
セーフティネット6号：破綻金融機関 破綻金融機関と金融取引を行っていた中小企業者が対象。	100%	日本振興銀行の破綻（2010年）
セーフティネット7号：金融機関の経営の合理化 支店の削減等、経営の合理化により中小企業向け貸出が減少している金融機関を告示で指定。当該金融機関からの借入残高が減少等している中小企業者が対象。	80%	半年毎に指定 (2022.7.1～12.31：4金融機関)
セーフティネット8号：RCC（整理回収機構）への債権譲渡 RCCに貸付債権が譲渡された中小企業者であって、事業の再生が可能な者が対象。		貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者がその都度対象。
危機関連保証（2018年4月創設） 内外の金融秩序の混乱その他の突発的事象により、全国的な資金繰りの状況を示す客観指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下した場合に発動する制度。売上高等が減少している中小企業者が対象。	100%	新型コロナウイルス感染症 (2020.2.1～2021.12.31)

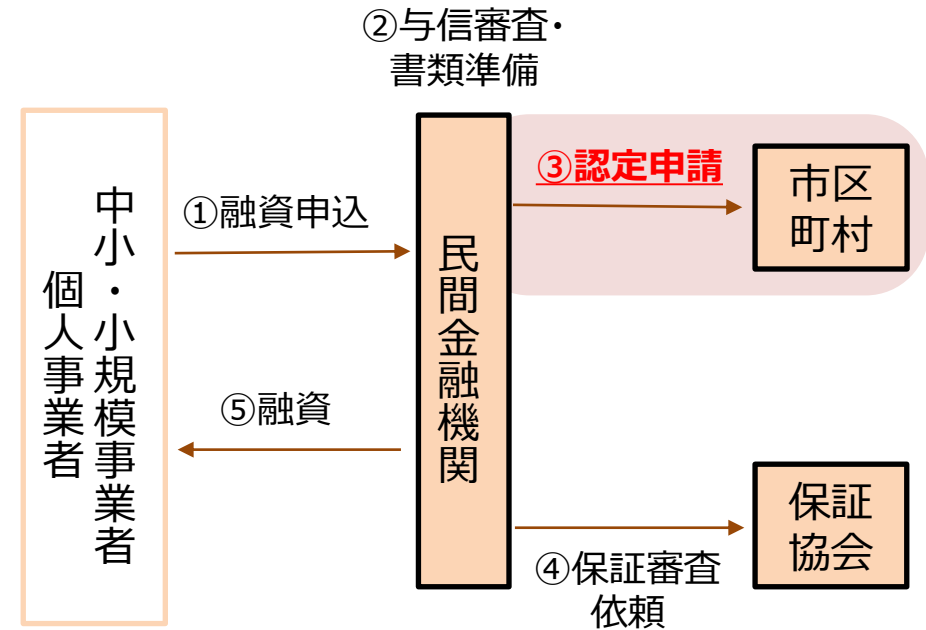
セーフティネット保証等における市区町村認定プロセス

- 事業者からの融資申込後、民間金融機関は、当該事業者が要件を満たすことの認定を市区町村に求める。
- かつては事業者が市区町村に直接認定申請をしていたが、コロナを契機に、民間金融機関による代理申請（金融機関ワンストップ手続き）を原則にすることで手続きの一元化・迅速化を実施。

従来



2020年4月以降



セーフティネット保証等における市区町村の認定事務の電子化

- 既に認定事務の電子化を進めている自治体の取組(※1)も踏まえ、**デジタルプラットフォーム構築事業**(デジタル庁計上の2022年度予算25.8億円の内数)を活用して、**本年度中に電子化に向けたプロトタイプを構築予定**。市区町村等(※2)の意見を踏まえながら本システムの開発を行う。

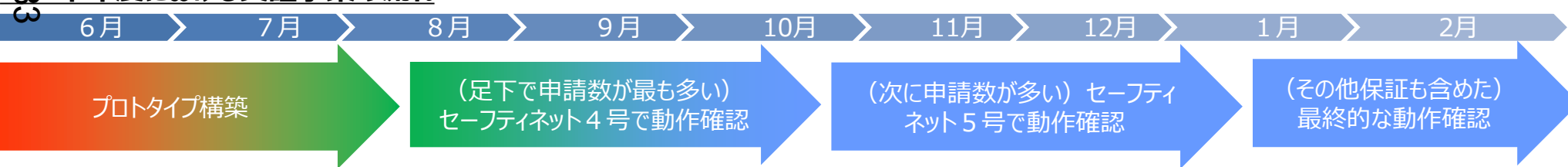
※1 例えば、横浜市は、2020年度から独自に電子申請システムを導入することで、認定に係る時間を最大1/6程度に大幅削減。

※2 **本年6月3日～30日まで参加市区町村の公募を経産局から都道府県経由で実施**。参加表明のあった19市区町(※3)や都道府県、保証協会、金融機関等

※3 千歳市、秋田市、能代市、つくば市、水戸市、台東区、豊島区、町田市、府中市、横浜市、前橋市、太田市、名古屋市、八尾市、神戸市、姫路市、熊本市、人吉市、益城町

- 2023年度から、システムを本格的に稼働させ、参加自治体を拡大していく予定。

1. 本年度における実証事業の流れ

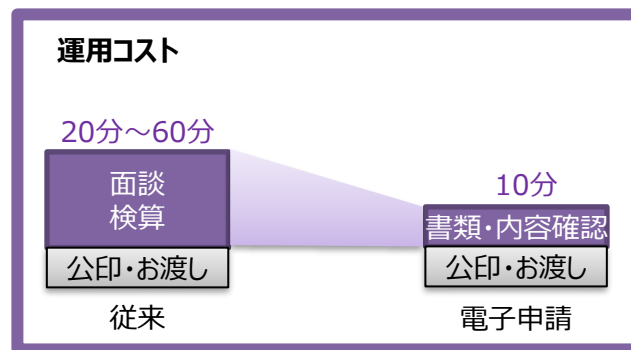


2. 電子化の効果見込み

- ▶ **全国の年間利用数1万件**(コロナ直前の平時の申請数)とした場合、**市区町村側で年間最大約8,000時間の削減効果**が見込める。

	従来	電子申請
市区町村	3,300～10,000時間	1,700時間

(参考：電子化による認定1件当たりのコスト削減効果(横浜市の例))

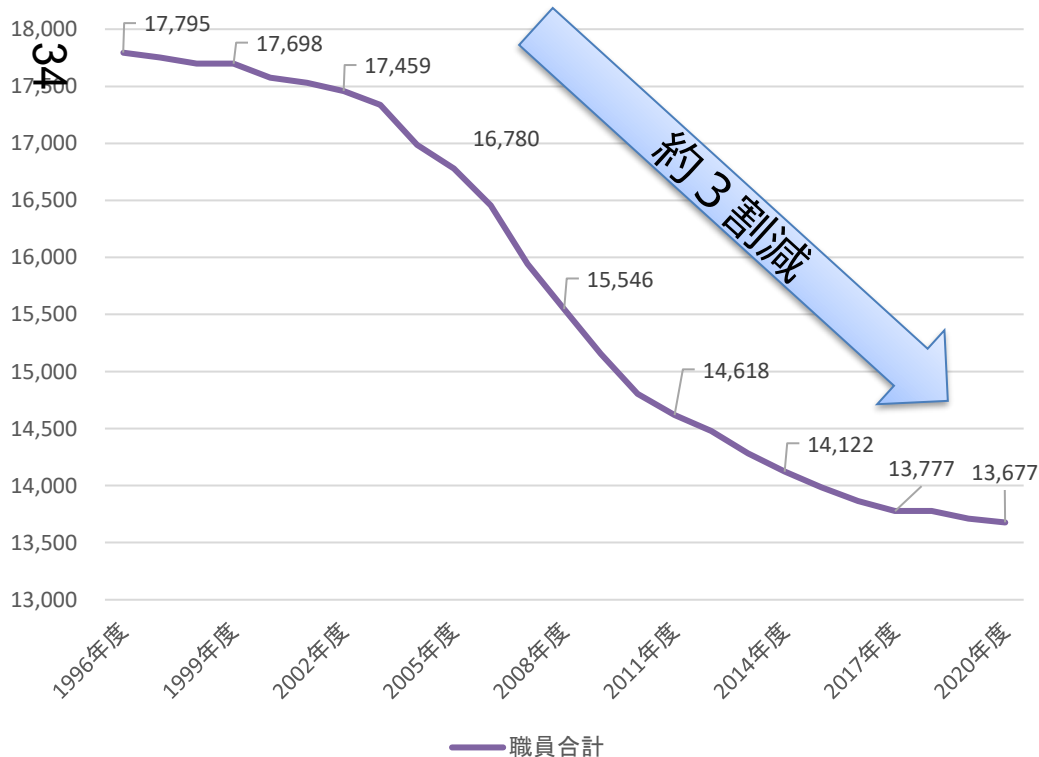


※2020年度実績より算出。2021年度より公印を廃止しており、現時点のものとの単純比較ではないことに留意。

セーフティネット保証等における認定主体

- セーフティネット保証等の認定に際しては、**中小企業者の売上減少や被災状況等の確認が必要**。そのため、信用保証や貸付の当事者でなく、**第三者的立場で、客観的かつ公正に認定事務を実施できる公的な機関**として、**市区町村長を認定主体**としている。
- 例えば、商工会等も認定主体として考え得るが、**商工会等の職員数も減少**する中、コロナ支援として実施した事業復活支援金の事前確認業務を依頼するなど、**商工会等のマンパワーにも限界あり**。
- こうした点も踏まえ、セーフティネット保証等の認定事務の電子化を行うことで、まずは**認定主体である市区町村の業務負担を軽減**し、円滑な認定につなげてまいりたい。

1. 商工会・商工会議所における職員の推移



2. 商工会・商工会議所の追加業務例

- 新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口の設置（2020年）
- 原油価格高騰に関する特別相談窓口の設置（2021年）
- コロナ支援として実施した事業復活支援金の事前確認業務（2021年）
- インボイス制度に関する特別相談窓口の設置（2022年）